



## 障害基礎年金をご存じですか？

年金は「お年寄りのためのもの」と思われますが、若くても病気やけがで障害が残ったとき、障害の程度に応じて国民年金から「障害基礎年金」が受け取れます。

### ●障害基礎年金を受け取るには、年金の保険料の納付状況などの条件があります。

下記の①～③すべてに該当する方が受給できます。

- ①障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
  - 国民年金加入期間
  - 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
 ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
- ②初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。
 ※20歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要です。
- ③障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。(障害者手帳の等級とは異なります)
 ※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後、重くなったときは障害基礎年金を受け取ることがある場合があります。

※詳細は、お近くの年金事務所にご相談ください。

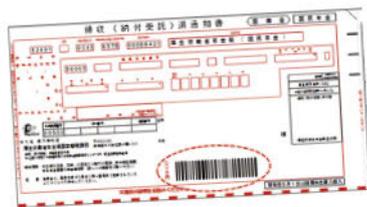
※お問い合わせの際は、基礎年金番号通知書又はマイナンバーが分かるものをご準備ください。

## いつでもどこでもスマートフォンアプリで納付できます！

国民年金保険料は、現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済でも納付ができます。

### ●ご利用に必要なもの

- ①納付書
- ②スマートフォン
- ③決済アプリ



### ●対象決済アプリ



※PayBと提携している各金融機関が提供する決済アプリを含む。

詳細は、PayBのホームページ (<https://payb.jp/finance/>) をご覧ください。

お問い合わせ：名護年金事務所 ☎0980-52-2522 ①番▶②番  
村民課 ☎966-1205